

第 51 回「国際人権に関する研究会」
『国際人権条約の国内裁判への適用とその効果』
- 消防職員の団結権を禁じた地公法と、
それを保障する I L O 条約との優越関係 -
報告書

2008 年 2 月 27 日に岡山において、第 51 回「国際人権に関する研究会」が開催された。

岡山で実際に訴訟となっている事件を題材にして、消防職員の団結権を禁止している地方公務員法 52 条 5 項と、消防職員にも団結権を保障しなければならないとしている I L O 87 号条約との効力関係についての研究会であった。

研究会では 4 名の報告者からの報告が行われた。第一報告者は、岡山での訴訟において弁護団長を務められている近藤幸夫弁護士で、岡山の消防職員が結成した協議会に対して数々の妨害行為が行われているとして、平成 17 年 9 月にまず協議会の会員を原告とした訴訟（第一次訴訟）が、そして平成 19 年 3 月には、その協議会そのものを原告とした訴訟（第二次訴訟）が提訴された経緯についての報告が行われた。

第二報告者として、岡山での訴訟にも参加させていただいている私が、協議会そのものを原告とした訴訟における地公法と I L O 条約との関係の主張についての報告を行った。

日本国憲法により条約は国内法よりも上位規範としての地位を有しており、その結果日本が批准している I L O 87 号条約が地公法 52 条 5 項よりも優先的に適用されること、I L O 条約の締約国の国内裁判所は、国際法そのものを適用する機関として把握され、国内裁判所においては I L O 87 号条約に適合するような解釈が行われるべきであり、その結果民訴法 29 条の解釈においては協議会が民訴法上の当事者能力が認められ、協議会及びその会員の活動についても適法なものとされなければならないことなどが報告された。

第三報告者として、国際人権問題委員会幹事である宮家俊治弁護士から、国際人権規約自由権規約第条についての報告が行われた。自由権規約第 22 条には、I L O 87 号条約と同様に、労働者の結社の自由を保障する規定と、その保障は軍隊及び警察については例外的な扱いが許容されるとの規定が設けられているが、仮に当該公務員が「警察」に該当したとして

も、制約可能なのは権利の行使に過ぎず、制約の程度が加重なため実質的に労働者の団結権それ自体を否定するに至るほど重大な制限を課すことはできないとの報告がされた。

最終報告者として、九州大学大学院教授である吾郷眞一氏による報告が行われた。ILO条約は個人を直接規律する条約として制定されることを重視すべきである。特にILOでは、労働組合が政府とは独自に自らの見解をILOに通知することができ、ILO機関の解釈に対してはILO憲章 37 条により条約の最終解釈権を有する国際司法裁判所の判断を受け、その判断には国際法的な拘束力が認められているなど、個人による条約の監視活動について特筆すべき制度が設けられている。ILO条約の多くは2カ国の批准により発効することからすると、元々多数国条約を制定することに主眼があるのではなく、批准国の国内で即時に実施されることを念頭においた国内立法条約である。個人の国際法主体性は、国際的手続において救済が図られるという側面と各国の国内法によって国際法上の権利が実現されるという2つの側面を持っており、国内裁判所にその第二の側面を強く意識してもらうことが大切であることなどについての報告がされた。

作成者：作花知志（岡山県弁護士会）